

中間前払金制度の導入

【平成28年4月1日現在】

- 中間前払金制度は、建設業者の資金繰りの改善を通じて、地域の産業や雇用、防災や除雪などを支えます。
- 地元の中小建設業者が受注者となることが多い、市町村発注の工事における普及が求められています。
- 利用実績も増加しており、建設業者の資金繰りの改善に大きく寄与しています。

<地方公共団体に対する緊急要請>

1. 平成20年9月12日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請

8月29日の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、地域の建設業に対する緊急の対策として、建設業者が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があるため、「**前払金及び中間前払金の適切な運用**」等の所要の措置を要請。

2. 平成21年4月3日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要があるため、「**前払金及び中間前払金の適切な運用**」等の所要の措置を要請。

※ 21年8月から北陸地方整備局が北陸3県の市町村に対して、直接導入要請を開始。

3. 平成23年8月25日付け、総務大臣、国土交通大臣の連名要請

建設工事の元請業者において、施工に必要な資金確保が円滑に行われない場合には、下請負人や労働者に対する不払や支払遅延を招きかねず、適正な施工体制の確保が困難となる結果、公共工事の品質に著しい支障が生じることとなることから、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、「**前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること**」等の所要の措置を要請。

【導入した自治体】

～21年度	・16自治体
22年度 【19自治体】	・長岡市、南魚沼市、糸魚川市、十日町市、湯沢町、柏崎市、小千谷市、見附市 ・滑川市、黒部市、水見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、入善町 ・金沢市、野々市市、津幡町
23年度 【14自治体】	・五泉市、魚沼市、聖籠町 ・小松市、かほく市、白山市、内灘町、七尾市、宝達志水町、穴水町、加賀市、中能登町、志賀町、羽咋市
24年度 【8自治体】	・弥彦村、粟島浦村 ・上市町、朝日町、舟橋村 ・珠洲市、能登町、川北町
25年度	・関川村
26年度	・阿賀町
27年度	・刈羽村
28年度	・津南町、出雲崎町

【北陸3県の市町村導入率 約97% (62市町村/64市町村)】

- ・新潟県 約93% (28/30市町村)、市の導入率 95% (19/20市)
- ・富山県、石川県は導入率100%を達成

【北陸3県市町村の中間前払金保証実績】

(単位:百万円)

年度	件数	請負金額	保証金額
21年度	221	12,680	2,517
22年度	397	18,263	3,602
23年度	443	22,139	4,356
24年度	495	29,644	5,842
25年度	547	40,002	7,761
26年度	525	38,945	7,636
27年度	415	30,315	5,936

※ 出典 東日本建設業保証(株)新潟支店